

太田市告示第90号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
令和7年10月10日から次の市道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間太田市役所都市政策部
道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

太田市長 穂 積 昌 信